

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	五九六	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五九七
○地籍調査の成果について認証した件	五九六	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	五九七
○新たな土地改良事業を行うことを認可した件二件	五九六	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件	五九七
公 告		○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	五九七
○地方税法により特約業者の指定を取り消した件	五九七	○職業訓練指導員試験の合格者を公表する件	五九八
○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告す	五九七	○基本測量の実施について通知があった件二件	五九八
		福 島 県 監 査 委 員	五九八
		○監査公表	五九八

## 告 示

### 福島県告示第五百九十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名  
いわき市平沼ノ内字新街六十番地の五 矢吹 正一  
同 市平沼ノ内字新街百四十七番地の二 伊藤 正行  
同 市平沼ノ内字浜街百七十九番地 大平 春登  
沼之内加入区
  - 2 加入区の名称
  - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間  
平成二十一年九月二十五日から同年十月九日まで
  - 2 縦覧の場所  
いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九 いわき市漁業協同組合

(水産課)

### 福島県告示第五百九十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、耶麻郡磐梯町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
磐梯町
- 二 成果の名称  
耶麻郡磐梯町大字更科の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

### 福島県告示第五百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が坂下西部地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備)に係る新たな土地改良事業を行うことについて

平成二十一年九月九日認可した。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

### 福島県告示第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津宮川土地改良区が佐賀瀬川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備)に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二

十一年九月九日認可した。  
平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公 告

公告第五百号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社マルヨシ石油店	水野 義三	須賀川市花岡三三番地の五	平成二十二年七月三十一日

(税 務 課)

公告第五百一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
有限会社津田建材 代表取締役 津田 美幸  
福島県伊達市霊山町中川字東広瀬三六番地
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
福島県伊達市霊山町中川字東広瀬地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
八〇・九六トン毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

公告第五百二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ヘルパーステーション風雅	いわき市常磐上矢田町竹ノ下二	いわき市常磐下船尾町東作四〇	社会福祉法人育成会	福島県いわき市常磐下船尾町東作五一	居宅介護 重度訪問介護	特定なし

(障がい福祉課)

公告第五百三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
しいな脳神経外科クリニック	南相馬市原町区東町一七二	平成二十二年九月一日	精神通院医療	脳神経外科	
南せのうえ薬局	福島市瀬上町字四斗時三一	同	育成医療更生医療	調剤	
高木調剤薬局	いわき市小名浜字本町五七	同	精神通院医療	同	

公告第五百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。  
平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（障がい福祉課）

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療の種類の	辞退した診療科名
きらり薬局	須賀川市上北町三一	平成二十一年八月一〇日	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤

（障がい福祉課）

公告第五百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津サティ 福島県会津若松市駅前町四百二十番地二ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
九千八百六十一平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成二十一年九月三十日
- 五 届出年月日  
平成二十一年九月十日
- 六 届出をした者  
株式会社マイカル

（商業まちづくり課）

公告第五百六号

平成二十一年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。  
平成二十一年九月二十五日

受験番号

二

六

八

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

四三

四四

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

五二

（産業人材育成課）

公告第五百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年九月十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 福島市、会津若松市及び郡山市
- 二 測量期間 平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
  - 1 測量地域 郡山市
  - 2 測量期間 平成二十一年十月二日から平成二十二年三月二十六日まで
  - 3 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）

（技術管理課建設産業室）

公告第五百八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年九月十四日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成二十一年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 須賀川市及び耶麻郡猪苗代町
- 二 測量期間 平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）

（技術管理課建設産業室）

福島県監査委員

昭和三十九年法律第21号

地方自治法第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成20年度の包

括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 9月25日

福島県監査委員 鳴原吉之助  
福島県監査委員 宗方保  
福島県監査委員 野崎直実  
福島県監査委員 高野宏之  
21人 977号  
平成21年7月22日

福島県監査委員 鳴原吉之助 様  
福島県監査委員 宗方保 様  
福島県監査委員 野崎直実 様  
福島県監査委員 高野宏之 様

福島県知事 佐藤雄平 閣

平成20年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について(通知)

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

別紙

平成20年度包括外部監査の結果に対する措置の状況  
(商工振興に関する事務の執行について)

項目名	指摘事項の内容(要旨)	措置の状況
ハイテクプラザ設備使用料	施設使用料の新設・変更は、例年4月の規則改正で行っているが、前年度末に取得した機器の中には、改正に間に合わず、年度を通して同類の旧設備の額で使用料を徴収しているものがある。 本来は、貸与する機器を購入後遅滞なく使用料を決定し、適正な使用料で徴収すべきである。	貸与する機器については、例年4月の規則改正による使用料の新設・変更を改め、年度途中においても遅滞なく規則改正を行い、適正な使用料を徴収することとした。
高等技術専門校非常勤講師の報酬支出事務について	高等技術専門校非常勤講師の報酬の支払いは、日々の指導日誌に基づき、月ごとに集計した実施結果表の実績で支払われているが、指導日誌と実施結果表とで、一部実績時間が合っていないものがあつ	指導日誌、出勤簿及び実施結果表の突き合わせに不十分な点があつたので、監査実施後速やかに、次の再発防止策を講じた。 ○指導日誌、出勤簿及び実施

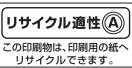
た。指導日誌と実施結果との突き合わせが十分になされていないことが原因である。

結果表を管理する者を明確にした。  
○指導日誌及び実施結果表の作成者並びに作成時の確認方法を明確にした。

○指導日誌、実施結果表及び出勤簿の記載内容等の確認並びに相互の突き合わせ確認について監督的立場の職員を含め複数で行うこととした。

なお、併せて各校において、各非常勤講師への報酬支払額と実績時間を確認したところ、追給又は返納処理を要するものはなかったことが確認された。

(監査総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1冊月 3,390円】

発行所 福 島 県 報 島 福  
印刷所 福 島 県 報 島 福 株 式 有 限 公 司